

第3回静岡市水道料金等懇話会会議録

日 時	平成19年8月21日（火）午前10時00分～午前11時25分
場 所	静岡市役所清水庁舎3階 313会議室
出席委員 （五十音順）	青山委員、磯部委員、糸賀委員、岩崎委員、内野委員、神田委員、岸本委員、久保田委員、櫻田委員、佐藤（京）委員、佐藤（伸）委員、鈴木委員、仲澤委員、藤井委員、森委員
事務局	水道部長、水道総務課長、営業課長、水道建設課長、水道維持課長、参与兼水道施設課長、参与兼水質管理課長、簡易水道課長、下水道部参与兼下水道総務課長、外11名

1 水道部長あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第2回静岡市水道料金等懇話会質問及び回答について

・事務局から一括説明

○これらに関する質問等は、別途個別に事務局へ。（会長）

（2）新料金体系（素案）等についての討論

①一元化に向けての基本的な5つの方針の検討

②料金水準の検討

③一元化についての全般的な検討

④給水装置の審査・検査手数料（改定案）の検討

・意見、質疑応答

<方針1>料金算定方式を総括原価方式とすることについて

○総括原価方式の採用は適当だと思うが、一般市民には分かりにくい。

分かりやすい説明を加えたうえで、周知してほしい。（佐藤伸委員）

→ホームページなどで積極的に説明していく。

○総括原価方式の採用は適当であるが、一般市民に対する説明も不可欠である。（会長）

<方針2>料金算定期間を4年とすることについて

○日本水道協会の算定要領の範囲内であり、妥当だと思う。（神田委員）

○今後も継続的に「4年間」としていくべきだと思う。（会長）

<方針3>口径別料金体系の採用について

- 原則的にはいいと思う。船舶用だけ分けるということも検討する必要がある。(藤井委員)
- 一般家庭と、営業で使っている水の料金が同じなのはいかがなものか。
仕事として使っている分はプラスアルファが必要だと思う。(佐藤京委員)
→全国的には、口径別料金体系の採用が多い。これは、特に小規模事業者であると家庭用と事業用の用途を区別するのが困難であることや、企業だけ高いと、井戸水などへの移行によって水道が利用されなくなってしまうなどの問題があるためである。(事務局)
- 理屈ではわかるが、市民感情として納得してもらえるかどうか。
また、少ない使用者の料金を安くするようにしてほしい。(佐藤京委員)
- 全国的に口径別料金体系が多いというのでなく、静岡市ではこういう理由で口径別料金体系を採用するというを明確に周知すれば、この原則の採用はいいと思う。(会長)

<方針4>逡増型料金体系の継続について

- 業務用水道料金に過度の負担を掛けることになれば、水道離れが起これかねないので、水道事業運営の支障とならないようにしていただきたい。(櫻田委員)
- 企業への負担が過度のものにならないよう配慮してほしい。(仲澤委員)

<方針5>基本水量の廃止について

- 環境に対する配慮や、節水意識の高揚の面から、基本水量の廃止はもっともな方針であると思われる。しかし、水道料金は使用水量分だけでなく、施設の建設費や人件費等様々なものを総合的に考えなければならないことから、基本料金は設定しておいた方がよい。(青山委員)

<5つの方針全般に関して>

- 5つの方針だけで、それに基づく新料金がこうだと示されても詳しくはわからない。
企業債を今後どうするかなど、経営方針を説明するのに足りない部分がある。将来的なことを考慮しなくても良いならば、企業債の借り入れを多くして、水道料金を安くすることも考えられる。(内野委員)
→企業局は独立採算制で事業を行っており、建設改良事業に企業債を充てている。
企業債は、今後も建設改良事業の計画に従い借り入れていきたい。(事務局)
- 独立採算制を前提とするならば、例えば企業債残高を将来的に0にするため料金を上げるのを市民は良しとするかもしれない。企業債の検討などは必要だが、今回の料金改定は一元化に絞って考えていきたい。次回提示する「意見書(案)」の中で企業債のあり方について何らかの形で触れたいと思う。(会長)
- 公共料金に関する考え方の大前提は、公平な負担であること。一部を優遇することは好ましくなく、この点を逸脱しないでほしい。また、企業債は減らしていく必要がある

る。同じ市民である以上、同じ負担をしなければならない。料金の統一はもっと早くやるべきであった。(岩崎委員)

→建設事業の集中する時期、一時的に水道料金を高くし、その終了をもって安くすることは、市民生活や企業の経済活動の面、更には、水道事業運営上からも好ましいことではない。企業債を借りて建設事業を行うということは、施設の使用期間を考慮すれば、後の世代の方にも等しく費用を負担していただくことになり、公平な運営方法であるといわれている。(事務局)

○市の方針の中で、特に環境面から〈方針5〉は節水意識の向上につながるので大変よい。また、当初の改定率を見たとき、清水地区は大変かなとも考えたが、冷静に金額的な面を見れば当局の計画は理解できる。(森委員)

(2) その他

○一般家庭では、どのくらいの使用水量が平均的か。

参考資料に「新料金(案)と現行料金の比較表」があるが、清水地区の家庭用10m³の場合、改定率が50.88パーセントの増となっている(仲澤委員)

→一般的に20m³から30m³が多い。

改定率では高い数字となっているが、金額では年間4,164円の増額に抑えている。

固定費を基本料金に算入する際に調整したのは、少量使用者に対する引き上げ幅を低減するためのものである。(事務局)

○平均改定率△3.2%は、ぎりぎりの線であることについては理解している。平均改定率はそのままで、基本料金等を変えてシミュレーションをし、改定率を確認し、その方が利用者にとって影響が少ないようなら提出してほしい。(会長)

→後日作成し、結果を次回報告する。(事務局)

○参考資料「新料金(案)と現行料金の比較表」は口径20ミリの場合だが、13ミリの場合も作成してほしい。(久保田委員)

→次回提示する。(事務局)

○清水地区の業務用の値下げは、清水地区へ利益還元となるが、船舶の値下げは、どのようなメリットがあるのか。(糸賀委員)

→清水地区で採用している船舶用は、新料金(案)だと値下げになる。水道料金全体の中で、船舶用の比率は大きくない。ポートセールスの観点から、また、清水地区の振興にも寄与すると思われる。(事務局)

○値上げになれば被害者意識がおきるが、合併した以上はいたしかたない。むしろ、同一行

政区域内で不均衡が生じていることがおかしい。改定の内容については、異存はない。

(岸本委員)

○今回の一元化の主旨はわかった。一元化は、当然必要なことである。蒲原地区は18パーセントの引き上げになるとのことであるが、一般的な家庭用では9～15パーセント程度に抑えられるので、料金改定の報道などには、配慮してほしい。(磯部委員)

・前回提案した5つの<方針>について、各委員から様々な意見が寄せられたが、懇話会としては了承した。(会長)

・次回の会議では、会長が今回の審議内容を踏まえた「意見書(案)」を作成するので、それを基に議論することとなった。

会議録確認

会長署名

鈴木 学

委員署名

神田 雅久